

雇均発 0314 第 3 号  
令和 5 年 3 月 14 日

全国中小企業団体中央会 会長様

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

外国人労働者に対する雇用均等関係法令の適用の徹底に関する  
周知への御協力について (依頼)

厚生労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、外国人労働者が妊娠した際、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 6 章の 2 の妊産婦等の規定に違反する事案や、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号。以下「均等法」という。）に基づく母性健康管理措置に係る義務が適切に果たされない事案、均等法第 9 条第 3 項（妊娠、出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止）違反が疑われる事案、あるいは外国人労働者に係るセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント事案等が発生しているところです。

これら事案の発生の背景には、事業主において、外国人労働者にも、日本人労働者と同様に我が国の雇用均等関係法令が適用されることについての認識の不足、日本語に習熟しない労働者への社内制度の周知の不足、また、言語や文化の違いから、労働者の意向の確認や意思疎通が十分に図れないこと等の事情があることが考えられます。さらに、外国人労働者の中には、我が国の雇用均等関係法令に係る知識が十分でない者がおり、これらの事情から、労働局等への相談に至っていない事案もあると考えられます。

このため、厚生労働省では、外国人労働者並びに外国人労働者を雇用する事業主及び人事労務担当者等に対し、国籍や在留資格を問わず、外国人労働者にも日本人労働者と同様に労働法令が適用されること及び雇用均等関係法令の内容や制度に関することについて周知を図るため、別添リーフレット（2 種、14 か国語）を作成しました。

つきましては、貴下の外国人支援機関等におかれてもこれらの内容について御了知のうえ、周知について御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。